

8 高規格幹線道路及び地域高規格道路の状況

(1) 高規格幹線道路の供用予定区間等

平成19年度供用予定区間

高規格幹線道路名	区 間	延長(km)
高速自動車国道		
北海道横断自動車道	トマム～十勝清水	2 1
日本海沿岸東北自動車道	本荘～岩城	2 1
東関東自動車道	君津～富津中央	9
北関東自動車道	笠間～友部	9
北関東自動車道	宇都宮上三川～真岡	8
東海北陸自動車道	飛騨清見～白川郷	2 5
近畿自動車道	みなべ～田辺	6
小 計		9 9
一般国道自動車専用道路		
津軽自動車道	一般国道101号 浪岡五所川原道路	7
三陸縦貫自動車道	一般国道45号 桃生登米道路	9
首都圏中央連絡自動車道	一般国道468号 鶴ヶ島JCT～川島	8
中部縦貫自動車道	一般国道158号 高山清見道路	7
伊豆縦貫自動車道	一般国道1号 東駿河湾環状道路	1 0
伊豆縦貫自動車道	一般国道414号 天城北道路	2
三遠南信自動車道	一般国道474号 飯橋道路	7
京都縦貫自動車道	一般国道478号 丹波綾部道路	8
東広島・呉自動車道	一般国道375号 東広島・呉道路	7
西九州自動車道	福岡高速5号線	3
那覇空港自動車道	一般国道506号 豊見城東道路	3
小 計		7 1
高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路		
東北中央自動車道に並行	一般国道13号 湯沢横手道路	3
東北中央自動車道に並行	一般国道13号 主寝坂道路	5
日本海沿岸東北自動車道に並行	一般国道7号 仁賀保本荘道路	1 1
日本海沿岸東北自動車道に並行	一般国道7号 琴丘能代道路	1 0
近畿自動車道に並行	一般国道42号 熊野尾鷲道路	5
近畿自動車道に並行	一般国道42号 那智勝浦道路	9
中国横断自動車道に並行	一般国道373号 志戸坂峠道路	8
山陰自動車道に並行	一般国道9号 名和・淀江道路	8
山陰自動車道に並行	一般国道191号 萩・三隅道路	7
九州横断自動車道に並行	一般国道218号 北方延岡道路	6
小 計		7 2
新規供用合計		2 4 2

一般国道のバイパス等を活用する区間

高規格幹線道路名	区 間	延長(km)
高速自動車国道の拡幅供用		
東北横断自動車道	阿武隈高原SA～船引三春	6
拡幅供用合計		6

高規格幹線道路の供用延長

(単位: km)

	総延長	18年度末 供用延長 ()進捗率		19年度末 供用延長 ()進捗率	
高規格幹線道路	14,000	9,083	(65%)	9,325	(67%)
高速自動車国道	11,520	636	(70%)	708	(71%)
一般国道自動車専用道路 (本州四国連絡道路を含む)	2,480	7,422	(64%)	7,521	(65%)
		1,025	(41%)	1,096	(44%)

注1. 高速自動車国道の内は、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路である。

(外書きであり、高規格幹線道路の総計に含まれている。)

注2. 一般国道自動車専用道路の供用延長には、一般国道のバイパス等を活用する区間が含まれる。

注3. 総延長は、高速自動車国道においては、国土開発幹線自動車道建設法第3条及び高速自動車国道法第3条、本州四国連絡道路及び一般国道においては、建設大臣の指定に基づく延長を示す。

高速自動車国道の内訳は、下表のとおり

(単位: km)

	整備計画 延長	18年度末 供用延長 ()進捗率		19年度末 供用延長 ()進捗率	
有料道路方式区間	8,520	7,422	(87%)	7,500	(88%)
新直轄方式区間	822	0	-	21	(3%)
合計	9,342	7,422	(79%)	7,521	(81%)

注. 高速自動車国道の基本計画延長は、国土開発幹線自動車道建設法第5条に基づく延長で、10,607kmある。

	総延長	18年度末 供用延長 ()進捗率		19年度末 供用延長 ()進捗率	
高速自動車国道に並行 する一般国道自専道	943	636	(67%)	708	(75%)

(2) 地域高規格道路の路線・区間の指定状況

(平成18年4月現在)

	候補路線	計 画 路 線				
	路線数	路線数	路線指定 延長	調査区間 延長	整備区間 延長	うち 供用中
地域高規格道路	110路線	186路線	約 6,950km	約 1,184km	3,100km	1,683km

注1. 候補路線：地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について検討を進める路線。

2. 計画路線：地域高規格道路として整備を進めていくため、基礎的データの収集、路線全体の整備計画の検討等を進める路線。

3. 調査区間：計画路線のうち、ルート選定、整備手法、都市計画、環境影響評価等の調査を進める区間。

4. 整備区間：計画路線のうち、事業着手に向けて、都市計画決定手続き、環境影響評価手続き、予備設計等を進める区間。

5. 供用延長：一般国道自動車専用道路と重複する区間は除く。